高齢者の地域生活支援における権利擁護実践

- ソーシャルワークとしての視座 -

若 狹 重 克 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

権利擁護は、「権利侵害から守る」という意味で使われることが多かった。しかし、介護保険制度の実施による福祉サービス利用方式の転換により、自己決定を支援し利用者をエンパワメントする積極的な意味を持つようになった。一方で、自己決定やエンパワメントは、ソーシャルワークにおける原則や理念としても重視されている。

本研究は、権利擁護をソーシャルワークとして推進する際の基礎となる立場を示すことを 目的とする。社会福祉における権利と権利擁護の意味および地域包括支援センターを対象と した調査結果から、ソーシャルワークとしての権利擁護推進の視座を以下のように考察した。

- 1. 高齢者や家族等を対象とする直接的な権利擁護実践(ミクロレベル)
- 2. 権利擁護支援が必要な者の早期発見・把握に向けたネットワークやシステム構築などの間接的な権利擁護実践(メゾレベル)
- 3. 権利擁護支援への強い関心により権利侵害を予防する・無くす社会を目指すソーシャルアクションによる環境変革(メゾーマクロレベル)

キーワード:権利擁護、エンパワメント、ソーシャルワーク、地域包括支援センター

はじめに

2000年4月の介護保険制度の実施に伴い、従来の行 政措置による福祉サービス給付が高齢者本人の意思決 定に基づく主体的なサービス利用へと転換され、今日、 そのサービス利用システムは一定の定着がみられる。 このサービス利用方式の転換は、高齢者の地域生活支 援において本人の自己決定権を保障することが前提と なったことを意味している。こうした変化について、 河野は「わが国の福祉サービスにおいても、今日、自 己決定権およびエンパワメントの形成と確立に強い関 心が寄せられている。エンパワメントとは、ニーズの 判定やケアプランの作成等において利用者による選 択・参画を保障するとともに、利用者の意思決定能力 が低下したり喪失したりした場合は、権利擁護の手を 差し伸べるというように、利用者の立場を強めること を意味する」と述べている1)。すなわち、高齢者の地域 生活支援はエンパワメントを意図したものであり、利 用者の状況によって権利擁護の視点や実践が不可欠で あることが理解できる。

また、2006年4月の介護保険法改正により地域包括

支援センター(以下、「支援センター」とする。)が創設され、地域包括ケア推進の中核機関として位置づけられた。その支援センターの主要な業務の一つに権利擁護がある。

支援センターの業務は、「『住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができる』という、人として当たり前の願いを支えていくという意味」において、すべてが権利擁護の実践であると考えられている²⁾。そして、「特に権利侵害の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う」こととされている³⁾。「尊厳ある生活と人生を維持することができる」ことを支える支援センターによる権利擁護は、先述した河野の指摘によればエンパワメントにあたると考えられ、今日の福祉サービス利用システムにおいて重視される考えかたである。以上のことから権利擁護は、高齢者の地域生活支援において不可欠な実践であるといえる。

また、権利擁護における自己決定権の保障やエンパワメントは、ソーシャルワークにおいても重要な原則

であり理念である。したがって、ソーシャルワークの 立場から権利擁護の基本的なありかたを問うことに よって、高齢者の地域生活支援における権利擁護実践 の方向性を導くことができると考えられる。

そこで本論では、高齢者の地域生活支援における権利擁護実践について、ソーシャルワークとして推進する際の基礎となる立場を示すことを目的とする。具体的には、先ず目的に関する先行研究レビューを行う。そして、福祉サービス利用者の権利とは何かを示し、権利擁護の考えかたについて整理する。そのうえで、筆者が関わった「地域包括支援センターの権利擁護に関する実態調査4」の結果に照らして、権利擁護に関する実態調査4」の結果に照らして、権利擁護実践のありかたについて考察する。

1. 先行研究の検討

高齢者の地域生活支援における権利擁護について参照できる先行研究からは、以下のような整理ができる。

岩間は、権利擁護が援助の本質につながる深く重い 概念としたうえで、「各種の虐待や経済的被害、機会の 剝奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守るとい う権利侵害からの保護、また人として生活するのに最 低限必要な衣食住をはじめとする生活上の基本的な ニーズの充足は、いうまでもなく権利擁護活動の中核 をなすものではある」として、これらを「狭義の権利 擁護」であるとしている50。さらに岩間は、権利擁護が 「『本人らしい生活』と『本人らしい変化』を支える」 という「積極的権利擁護」にまで拡大して捉えること が求められるとしているり。このように、高齢者の日常 生活を支えるということは、「狭義の権利擁護」を基盤 としつつ、他方、より主体的な高齢者の生活を実現す る「積極的権利擁護」を展開していくことが求められ るといえる。そのことは、「高齢者が自らの意思決定に 基づいて自立した日常生活を営むことを支援する」と いう介護保険制度の理念とも符合する考えかたであ

また岩間は、「積極的な権利擁護」に加え、狭義の権利擁護と考えられる「権利侵害からの脱却」「予防的権利擁護の推進」「権利侵害を生む環境の変革」を権利擁護の4つの諸相であると指摘している。予防的権利擁護とは、早期発見・早期対応によって、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐアプローチである。また環境の変革とは、社会的孤立や排除等をもたらす環境をソーシャルワークションによって好転させることをいうで。

奥田らは、地域における権利擁護支援の範囲を4つ に類型化している。先ず「基本的な権利擁護支援の機 能」は、権利擁護に関する相談、成年後見及び日常的 金銭管理に関する事業、広報・啓発である。次に「よ り広義の支援機能」は、虐待問題への対応、サービス 等の質のチェックである。そして「新たな資源の開発 志向をもつ機能」として、人材育成、権利擁護に関す るネットワークやシステム構築、調査研究を挙げ、こ れらに加え「その他」として、消費者被害対策を示し ている⁸⁾。

山下は、「地域に福祉サービスがあることや利用できることすら知らない人々に対して、機関や対人援助職者は利用者や家族に関わり、関係性を築き、サービス等を提供し、さらには支援のネットワークがない場合は地域でどのように開発していくかという一連の援助を進めることが期待されている」として、地域における支援センターの基本姿勢を示している。また、日常生活自立支援事業を例にして、「自立支援型権利擁護」の福祉システムが地域福祉におけるアドボケイト(権利擁護)・サービスの根幹となるものであると述べている。。

以上の先行研究は、高齢者の地域生活支援における 権利擁護を検討する際の観点として、①狭義の直接的 な権利擁護実践、②早期発見・対応を可能とするネットワークやシステム構築などの間接的な権利擁護実 践、③ソーシャルアクションによる環境変革の3点を 示唆していると考えられる。そして、高齢者の地域生 活支援における権利擁護の理念は、高齢者の主体的な 自立生活を実現することにつながるものであると認識 することができるのではないだろうか。

2. 福祉サービス利用者の権利とは

ここでは、福祉サービス利用者の権利について、サービス利用方式が転換した中での高齢者に対する地域生活支援の見地から整理する。

社会福祉の権利について、河野は「権利主体からみれば障害者・高齢者・児童などの生活障害(発達障害)をもつ人々の権利であり、権利内容からみれば、福祉サービスを請求する実体的権利、手続的権利及び救済争訟の権利を中心として、これに関連する諸権利の総称である」と述べている¹⁰。

福祉サービスを請求する実体的権利は、社会福祉 サービスを請求する権利、利用する権利のことであり、 支援の過程で虐待、拘束、プライバシー侵害等を受け ない自由権や条件を満たした場合に費用の負担義務の 免除を受ける権利が含まれる。手続的権利には、情報 を請求する権利や要援護状態にあることの認定過程に おいて自らの意見を表面する権利、サービスの決定過 程において選択する権利(インフォームド・チョイス)のことを指す。すなわち、社会福祉の給付手続きが、人たるに値する生活の保障という給付の目的にふさわしくすすめられるよう要求する権利が保障されているかを問うものである。救済争訟の権利は、インフォーマルな苦情解決による救済を求める権利や行政部内における不服審査によって救済を求める権利、司法的救済を求める権利が侵害されたり不満を与えられたときは、その救済を求めて争訟を提起できるか、社会保障制度の管理・運営に参加できるか、社会保障給付実施などについて社会保障要求者が団結して当局と団体交渉をすることができるかなどということが問われる110。

以上のような社会福祉の権利は、介護保険制度の具体的な仕組みや社会福祉法、さらには領域別の虐待防止法において規定され、日常生活自立支援事業や苦情解決などのシステムとしてすでに整備されているところである。

他方、わが国における福祉の根拠として日本国憲法 第13条がある。これは「個人の尊重」を規定するもの であり、その条文は「すべて国民は、個人として尊重 される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利 については、公共の福祉に反しない限り、立法その他 国政の上で、最大の尊重を必要とする」である。木原 は、この条文を「積極的な思想」であり、それについ て国家が「最大の尊重」を約束するということは、「積 極的に自らの主体的幸福を自ら獲得する自由を規定し ようとしているもの」として、この観点から社会福祉 を捉えていくことが重要であると指摘している¹²⁾。

そして、河野は先述した社会福祉の権利のうち、利用者の自己決定権に対する配慮について、「自己決定権の中に主として、自由権としての性格と請求権としての性格の二者が含まれる」としている¹³)。

以上のように、福祉サービス利用者の権利は、自己 決定権を思想的な基盤として、サービスの利用手続き をめぐる権利、サービスの請求をめぐる権利、サービ スの質をめぐる権利、苦情解決・不服申し立てをめぐ る権利としてそのガイドラインを示すことができ る¹⁴。

したがって、高齢者の地域生活支援における権利擁護実践の基本的な枠組みは、これらの権利を護るシステム構築に基づくことになる。平田はこのような権利擁護の意味について、「権利侵害に対する支援と自己決定に基づく福祉サービス利用の支援とが権利擁護の中身として考えられてきた」と述べている¹⁵⁾。このように、今日の社会福祉における権利擁護は、重要な概念

であり実践であると考えられるが、日本ソーシャル ワーク学会では以下のように定義している。

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難となってきた場合に、本人の法的諸権利に基づき、本人の意思あるいは意向を尊重しつつ、その権利が保障されるよう支援を行うこと。従来よりソーシャルワーカーの援助原則の一つであるとされてきた。現在、以下の3つが権利擁護として挙げられる。

- ①利用可能なサービスを何らかの理由で利用できない状況に対して利用促進をはかる
- ②サービス利用中などにおいて、不当な取り扱い を受けている場合に、住民自らが苦情・不服を 申し立てたり、外部機関がそれに介入する
- ③社会的に不利益を集団や地域に対して、その改善を図るような運動を展開する

日本ソーシャルワーク学会編『ソーシャルワーク基本用語辞典』川島書店(2013)より抜粋。

3. 地域包括支援センターの権利擁護に 関する調査結果(抜粋)

本調査は、道内 264 か所 (2013 年 4 月現在) の支援 センターを対象として実施した権利擁護実践に関する アンケート調査である。有効回答数は 217 (82.2%) で あった。

(1) 権利擁護支援の状況

権利擁護支援の対応状況について、対応総数を 100 とした場合の対応類型の結果は、「平成 26 年度の高齢 者虐待防止法に基づく対応状況の結果¹⁶」と傾向が同じである。具体的には、「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」「経済的虐待」「ネグレクト」の順である(図 1)。

権利擁護支援が必要な方を早期に発見・把握するための取り組みについては、「民生委員・町内会等への啓蒙活動」「回覧板・広報誌で周知」など、支援センター自らが地域に発信していくことにより、支援につなげていこうとする姿勢がみられる。また、「関係機関等を対象とした勉強会を開催」「警察、医療機関、職能団体との連携」「消費者協会との連携」などネットワークやシステム構築につながる実践が意識されている傾向がある(図 2)。

権利擁護支援の阻害要因として「本人及び家族の拒否」が約8割と圧倒的に多い結果となった。これは本人や家族への直接的な介入の難しさを示す結果である。また、「住民の理解が得られない」との回答はわず

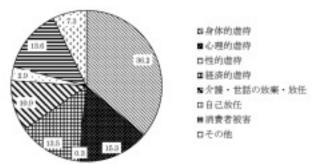


図1 権利擁護支援の対応総数を100とした場合の割合

かであり、図2でみられた地域へのアウトリーチが反映された結果ではあるといえる(図3)。

(2) 地域のネットワークと社会資源について 地域の互助機能を高めるために支援センターが行っ ていることについて、約8割が「地域ケア会議の開催」、

約7割が「地域向け出前講座・講習会の開催」が中心である。一方で、「地域ケア会議の開催」で約4割、「地域向け出前講座・講習会の開催」で約7割が「町内会・自治会」を巻き込んだ実践を展開している(図4および表1、2)。

地域の互助機能という場合、既存の専門団体等によるネットワークに加えて、当事者の周辺にいる住民への働きかけによるネットワークの広がりを意識した実践が求められる。その意味では、出前講座・研修会中心の地域へのアプローチと同様に、地域ケア会議への参画がより大きくなっていくことが期待されるのではないだろうか。

その他、消防署・警察署、商工会・商店等、司法関係団体、消費者協会(センター)、金融機関等、ボランティア団体、家族会等諸団体などとの関係は、結果をみる限り不十分である。今後の地域包括ケアの推進に

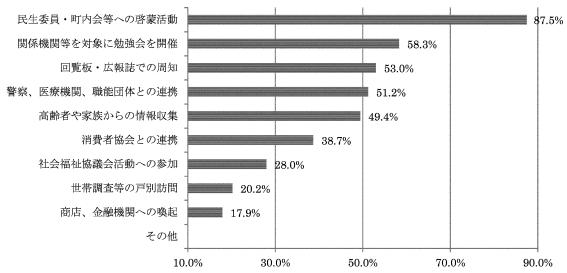


図2 権利擁護支援が必要な方の早期発見・把握に向けた取り組み(複数回答) n=168

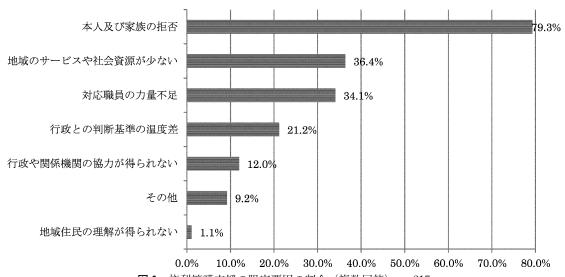


図3 権利擁護支援の阻害要因の割合(複数回答) n=217

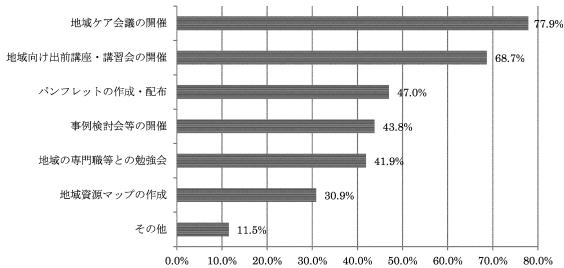


図4 地域の相互機能を高めるために行っていることの割合(複数回答) n=217

表1 地域ケア会議の開催に関わっている機関(複数回答)n=169

行政(福祉)	行政(保健)	保健所	医療機関	消防署 警察署	介護保険 (介護予防) 事業所	介護支援 専門員	社会福祉協議会	民生委員 児童委員
145	100	24	98	34	138	138	106	87
85.8%	59.2%	14.2%	58.0%	20.1%	81.7%	81.7%	62.7%	51.5%
町内会 自治会	老人クラブ	商工会 商店等	司法関係 団体	消費者協会 (センター)	金融機関等	ボランティ ア団体	家族会等 諸団体	その他
64	15	3	10	6	3	11	2.4%	16
37.9%	8.9%	1.8%	5.9%	3.6%	1.8%	6.5%		9.5%

表2 地域向け出前講座・講習会の開催に関わっている機関(複数回答) n=149

行政(福祉)	行政(保健)	保健所	医療機関	消防署 警察署	介護保険 (介護予防) 事業所	介護支援 専門員	社会福祉協議会	民生委員 児童委員
49	39	4	13	9	32	19	31	68
32.9%	26.2%	2.7%	8.7%	6.0%	21.5%	12.8%	20.8%	45.6%
町内会 自治会	老人クラブ	商工会 商店等	司法関係 団体	消費者協会 (センター)	金融機関等	ボランティア 団体	家族会等 諸団体	その他
101	74	16	6	20	14	12	$\overset{4}{2.4\%}$	12
67.8%	49.7%	10.7%	4.0%	13.4%	9.4%	16.1%		8.1%

おいてより一層関係を強めていかなければならないと考えられる。

(3) 地域包括支援センターの行う権利擁護業務について (自由回答から)

① 専門力量問題

「社会福祉士取得だけでは権利擁護業務はできない」 「社会福祉士の権利擁護業務に対する理解不足が目立 つ」という回答があった。社会福祉士を支援センター に配置する事の意義は大きいと考えられるが、全体的 な傾向として経験が不足する社会福祉士の配置が多い など配置要件に関する議論が不足しているのではない だろうか。自治体直営の支援センターでは採用後すぐに配属するケースもあると聞く。また、実務経験5年後の介護支援専門員への移行も散見される。したがって、支援センターの社会福祉士に求められる専門力量についての議論が必要であると考えられる。

② 業務範囲問題

支援センターが登場して間もなく聞かれたのが、「介護予防支援業務に忙殺されて本来業務が出来ない」という声であった。今回の調査でも「介護予防支援業務に追われてしまい、権利擁護支援を含めた本来業務に事案を十分に割けない」「予防プラン作成に時間を取られ、地域に対する啓発活動に時間が取れない」という

回答がった。

そもそも本来業務とは何か。実のところ支援センターが登場して以降、この問いへの明確な答えが無いのではないだろうか。おそらく内容が明確でかつ支援センターすべてが共通認識しているのは介護予防支援のみであろう。支援センターは、「地域包括ケアシステム」を実現するために創設された機関である。したがって、その目的を達成するために地域包括ケアのコーディネート機能が求められるとされている。

それは介護保険サービスだけでなく、介護保険外サービス、医療、権利擁護などの諸サービスやインフォーマルネットワークの構築など、まさしく地域における支援体制のマネジメントである。上記の専門力量問題とも関係するが、今後はこうした見地から業務範囲を認識し、その遂行能力を高める環境整備が必要である。

③ 専門職間連携問題

専門力量・業務範囲問題との関連での具体例の一つ がこの専門職関連携である。調査では、「専門家や相談 のできるところの情報を持って、最新の紹介ができる ような体制を広域的にとれるようになれば「司法書士 や弁護士など司法関係とのネットワークができている とスムースに解決できると思われる」という回答が あった。これらは、「地域包括ケアシステムのコーディ ネート」や「地域における支援体制のマネジメント」 とう業務範囲や役割からすれば、支援センターの実践 基盤となるものである。未だこうした基盤の整備がで きていないとすれば、それは看過できない問題である。 他方、専門職間連携には関係する機関や専門職側の支 援センターに対する理解も不可欠である。そうした環 境整備は支援センター単独では困難な面もあるため、 保険者である市町村の協力や関係機関への働きかけが 求められるとともに市町村による主体的な取り組みが 必要であろう。

4. 考察とまとめ

先行研究の検討から、高齢者の地域生活支援における権利擁護を検討する際の観点として、①狭義の直接的な権利擁護実践、②早期発見・対応を可能とするネットワークやシステム構築などの間接的な権利擁護実践、③ソーシャルアクションによる環境変革という3つの要素を導いた。これら3つの要素は、ソーシャルワークに照らすとミクロ・メゾ・マクロのソーシャルワークとして把握することができる。さらに、「2.福祉サービス利用者の権利とは」で述べた権利擁護の定義とも基本的な考えかたが一致する。つまり、この3

つの要素をもとに調査結果を考察することにより、権 利擁護をソーシャルワークとして推進する際の視座を 導くことができると考えられる。

(1) 狭義の直接的な権利擁護実践

これは権利侵害を受けている高齢者や虐待等において高齢者に関与する家族等を対象とする実践を指す。調査では、虐待等に対する権利擁護支援の内訳が高齢者虐待防止法に基づく対応状況と同じ傾向が示された。このことは、地域生活を営む多くの高齢者がもつ権利擁護ニーズの傾向として捉えることができる。権利擁護ニーズの傾向を掴むことができるということは、要支援事例を予見しながら具体的な支援方法を確立することが可能となる。例えば、田中は「サインズ・オブ・セイフティ(Signs of safety)アプローチ」を援用した研究活動を行っている170。

一方、権利擁護支援の阻害要因として「本人及び家族の拒否」が約8割という結果であった。つまり、直接的な権利擁護支援につなげていくための別の実践枠組みの構築が求められるのである。すなわち狭義の権利擁護実践をミクロレベルのソーシャルワークとした場合、メゾ・ミクロレベルのソーシャルワークの考え方と方向性を示す必要があるということである。

(2) ネットワークやシステム構築などの間接的な権利 擁護実践

調査では、権利擁護支援が必要な者の早期発見・把握に向けた取り組みとして「民生委員・町内会等への啓蒙活動」が約9割、「関係機関等を対象に勉強会を開催」が約6割という結果であった。このように高齢者の地域生活を支援する支援センターには、地域住民や地域の関係機関・関係者等によるネットワーク構築を基盤として実践することが求められる。つまり、ソーシャルワークとして、他の機関との連絡調整や協働を日常的に展開する必要がある。

岩間は、地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能の一つとして権利擁護活動を挙げている¹⁸⁾。この機能について岩間は、「権利侵害事例に対する権利擁護の推進もまたソーシャルワーク実践においては不可欠」としたうえで、「地域における新しいニーズの掘り起こしや市民を巻き込んだ権利擁護の担い手を要請することも重視される」として、ソーシャルワークにおける権利擁護活動の必要性について述べている¹⁹⁾。

このようにネットワーク構築や関係機関等を巻き込んで、権利擁護支援にかかわる人材を拡大したり、早期発見を可能とするシステムを構築するメゾレベルのソーシャルワークは不可欠な要素といえる。

(3) ソーシャルアクションによる環境変革

これは、(2)で述べた間接的な権利擁護実践の中で実践枠組みを示すべきであるが、ソーシャルワークの目的として、権利侵害を受ける高齢者を社会から無くすという環境変革を意図して独立した項目として扱うことにする。調査では、地域の相互機能を高めるために行っていることとして、「地域ケア会議の開催」が約8割、「地域向け講座・講習会の開催」が約7割という結果であった。

地域ケア会議は、権利擁護支援を含む地域包括ケアシステム構築に向けての主要な機能であり、支援センターに求められる必須の実践である。ただし、この地域ケア会議にはすでに関係が構築されている専門機関・職等が招集されることから、環境変革に向けた大きな変化は期待できない。そのため、地域向けの講座等によって広く地域に情報発信していくことに意義を見出すことができる。そのような取り組みは、権利侵害や権利擁護支援に対する地域住民の理解を促すことにつながり、その地域住民の存在が権利侵害事例発生の抑止効果につながることが期待される。すなわち権利擁護支援に対する関心が十分ではない社会から、強い関心に基づく権利侵害を予防する社会への変革ということである。

こうした考えに基づくソーシャルワークは、結果として環境変革に向けたソーシャルアクションといえる。そして、団塊世代の人々が後期高齢者となる 2025 年問題を見据えたわが国における高齢者の地域支援において、より一層重要な視点であるといえ、行政等の関与による計画策定などのマクロレベルのソーシャルワークにつながる。

(4) おわりに

以上、高齢者の地域生活支援における権利擁護実践をソーシャルワークとして推進する視座について示したが、最後に課題について述べることにする。

支援センターの行う権利擁護実践における自由回答から、専門力量問題と業務範囲問題について述べた。権利擁護実践をソーシャルワークとして推進することを前提とした場合、この2つの問題は支援センターのありかたに大きく影響する。それは、求められる専門性とそれを担う人材確保であり、次に、高い専門性を具備した人材が十分に機能できる環境という意味で業務範囲の課題が付随してくる。現在の多くの支援センターが、果たしてそうした問題に対応できているだろうか。今後、高齢者の地域生活支援における権利擁護実践を拡充していくためには、この2つの問題への対応が鍵を握っているといえる。

加えて専門職関連携問題では、「司法関係とのネットワークができているとスムースに解決できると思われる」という回答があった。また、専門力量問題では「社会福祉士の権利擁護業務に対する理解不足が目立つ」という回答もあった。支援センターの弱点を補う取り組みが、間接的な権利擁護実践の課題ともいえる。

引用·参考文献

- 1) 河野正輝:社会福祉法の新展開, 有斐閣, p 138, 2006.
- 2) 長寿社会開発センター: 地域包括支援センター運 営マニュアル 2012, 平成 24 年 3 月
- 3) 同掲
- 4) 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会機能強化委員会(委員長:若狹重克)が,2014年3月に報告した実態調査報告書に結果が示されている。
- 5) 岩間伸之:「権利擁護の意義と制度の理解」『改訂 地域包括支援センターのソーシャルワーク実践』 中央法規, p 78, 2012.
- 6) 同掲, p79
- 7) 岩間伸之:「権利擁護の推進と地域包括ケアー地域を基盤としたソーシャルワークとしての展開ー」『地域福祉研究』No.42, 日本生命済生会, pp 13-21, 2014.
- 8) 奥田祐子ほか:「地域における権利擁護支援システムの要素と形成プロセス」『地域福祉研究』第28巻,日本地域福祉学会,pp1-13,2015.
- 9)山下興一郎:「高齢者虐待や権利擁護における地域包括支援センター等の役割と課題」『ソーシャルワーク研究』Vol.34 No.2,相川書房,pp 22-29,2008.
- 10) 前掲1), p140
- 11) 前掲1) 及び小川政亮:社会事業法制〈第2版〉, ミネルヴァ書房,1986を参照.
- 12) 木原活信:社会福祉と人権, ミネルヴァ書房, p 45, 2014.
- 13) 前掲1), p144
- 14) 前掲 1), pp 157-174
- 15) 平田厚:権利擁護と福祉実践活動, p 12, 明石書店, 2012.
- 16) 厚生労働省:平成26年度高齢者の虐待防止,高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査結果,p16
- 17) 虐待問題の解決を虐待者と共に検討・構築するアプローチ。田中千恵子:「ソーシャルワークと権利擁護」『社会福祉学』第50巻第2号, pp 98-102, 2009. を参照.
- 18) 岩間伸之:「地域を基盤としたソーシャルワーク の特質と機能—こと地域の一体的支援の展開に向 けて」『ソーシャルワーク研究』Vol.37 No.1, 相 川書房, p11, 2011.
- 19) 前掲7) p21

Advocacy Practice in Community-based Elderly Support

— From the Viewpoint of Social Work —

Shigekatsu WAKASA

(Fuji Women's University, Faculty of Human Life Science, Department of Human Life Studies)

Key words: Advocacy, Empowerment, Social work, Community-based comprehensive support center